

随意契約理由書

件名	豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業業務委託
契約の相手方	公益財団法人とよなか国際交流協会
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	「豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業」は、国際理解教育の一環として、外国人ボランティアを配置し、英語（外国語）に触れ親しむ体験活動を通して、国際理解や共生の資質や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざすことを目的として実施しております。 令和6年度(2024年度)は、公募型プロポーザル方式により委託事業として事業実施団体を募集し、当該団体と契約終了しましたが、当該受託業務が良好に履行されたため、当初の「豊中市立小学校外国語体験活動（国際（理解）教育）事業公募型プロポーザル実施要領」2．業務の概要（3）の規定に基づき令和8年3月まで更新することと決定したものです。
備考	